

札障第 5330 号
平成 31 年（2019 年）3 月 7 日

指定特定（障害児）相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
山本 真司
<公印省略>

**平成 31 年度からの計画相談支援及び障害児相談支援に係るモニタリング
期間の訂正について（通知）**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて平成 31 年度からのモニタリング期間の取扱いについては、平成 31 年 2 月 26 日付
け札障第 5152 号「平成 31 年度からの計画相談支援及び障害児相談支援に係るモニタリ
ング期間について（通知）」でお知らせいたしました。
この通知の内容につきまして、下記のとおり訂正いたしますので、サービス等利用計
画作成時等にはご留意いただきますようお願いいたします。

記

訂正内容

平成 31 年 2 月 26 日付け札障第 5152 号の「1 モニタリング期間の取扱い（1）の
ウ」の内容を以下のように訂正する。

誤 上記サービス以外の利用者で 65 歳以上の者（介護保険でケアプランを作成され
ている者を除く）

正 上記サービス、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援以外の利用者
で 65 歳以上の者（介護保険でケアプランを作成されている者を除く）

以上

【担当】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 主査（個別支援）鈴木 亨

TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181

E-mail: syurou-soudan@city.sapporo.jp